

議案第 号

公の施設（宝塚市立国際・文化センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- 1 公の施設の名称 宝塚市立国際・文化センター
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市南口2丁目14番1-3号
特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会
理事長 大世古 健 治
- 3 指定の期間 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで

議案第 号から第 号まで
公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

(資料1)

令和7年(2025年)8月8日

宝塚市長 森 臨太郎 様

宝塚市立国際・文化センター指定管理者選定委員会
委員長 野崎 志帆

宝塚市立国際・文化センター指定管理者候補者の選定結果について (答申)

令和7年(2025年)5月28日付け宝塚市諮問第4号で諮問のありましたみだしの件について、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立国際・文化センターを管理する指定管理者の指定期間が令和8年(2026年)3月31日をもって満了するため、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間における当該施設の指定管理者として適切な候補者を選定します。

(2) 選定する施設

宝塚市立国際・文化センター

(3) 申請の状況

以下の者から申請がありました。

特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長	野崎 志帆 (甲南女子大学国際学部 教授)
委員長職務代理者	榎井 縁 (藍野大学医療保健学部 教授)
委員	越知 昌賜 (宝塚NPOセンター 理事、元兵庫県立大学 経営学部 特任教授)
委員	山市 良子 (宝塚市日本画協会 会長)
委員	杉本 幸裕 (市民公募委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和7年(2025年)5月28日
(選定方針・業務の概要・選定基準及び応募者の指名等の決定)
- イ 申請期間 令和7年(2025年)6月3日から7月4日まで
- ウ 第2回選定委員会 令和7年(2025年)8月6日
(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

(3) 審査方法

採点項目(15項目)と配点(120点満点)を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。選定に際しては、委員5人の評価点を合計して600点満点とし、360点(60%)を必要最低点数と定め、この点数に満たない場合は候補者に選定されないこととしました。

3 選定結果

(1) 指定管理者の候補者

特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会の総評価点は、600点満点中479点(79.8%)で、必要最低点数360点(60%)を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を指定管理者の候補者として選定することが適切であると決定しました。

住 所 宝塚市南口2丁目14番1-3号
名 称 特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会
代表者 理事長 大世古 健治

(2) 選定理由

宝塚市立国際・文化センター条例第18条第1項の規定に基づき、宝塚市立国際・文化センターの管理を行わせるに最適な団体として、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会を引き続き指定管理者申請対象とすることが適当と判断しました。評価点数は600点満点中479点で79.8%の評価点率でした。

選定に当たり、当該団体は、充実した市民ボランティア組織を活かした国際交流事業等の実績が豊富であり、市民のニーズや社会の変化に対応しようという姿勢が見られ、限られた予算や人材の中で精力的に様々な事業に取り組んでいる点が特に評価されました。

また、当該団体は、長く当該施設の管理運営を行っていることから、市との信頼関係

が構築できており、堅実な計画のもと、安定した安心できる管理運営が図られることが期待できます。

以上を踏まえ、本委員会としては、同団体を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

4 選定に当たって

当該団体を指定管理者の候補者として選定するに当たり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

- (1) 日本語教室や生活相談などの外国人市民支援事業が、近年、最優先課題として位置づけられてきている一方で、外国人市民が日本で生活する困難さを理解し、お互いの文化の違いや対等な立場を認め合う多文化共生の促進を目的とした取組についても、引き続き重要な事業として取り組むこと。
- (2) 資金計画や財産の状況を踏まえて収益性の改善を検討するとともに、今後増加するであろう外国人市民の多様化に付随する複合的課題、更には AI の活用などに伴う社会情勢の変化に応じた事業展開に引き続き努めること。
- (3) 当該団体が、外国人市民をサポートする最前線に置かれている現状を踏まえ、外国人市民の人権保障という点から、同団体が負うべき責務を超える事案については宝塚市と積極的に情報共有し、市の長期的なビジョンに資するよう努めること。

【事業者名：特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会】

項目		配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	総合
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	8	8	8	10	10	44
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	6	8	8	8	10	40
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか	10	8	8	6	8	10	40
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	6	6	8	8	10	38
効率性	経費削減のための具体的な方策があるか	10	8	6	6	8	6	34
	適正な収支計画がなされているか	10	6	6	4	10	8	34
管理(運営)能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	3	5	4	5	5	22
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	4	4	3	4	5	20
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	3	4	3	5	5	20
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	4	4	4	5	5	22
	当該施設または類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	5	5	3	4	5	22
管理(維持)能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	8	6	6	8	10	38
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	3	4	4	5	5	21
特殊性	市民の国際交流活動の促進を図る方策があるか	10	8	10	8	8	10	44
	市民の芸術文化の向上を図る方策があるか	10	8	8	6	8	10	40
計		120	88	92	81	104	114	479
得点率(評点/120)			73.3%	76.7%	67.5%	86.7%	95.0%	79.8%
								適・否

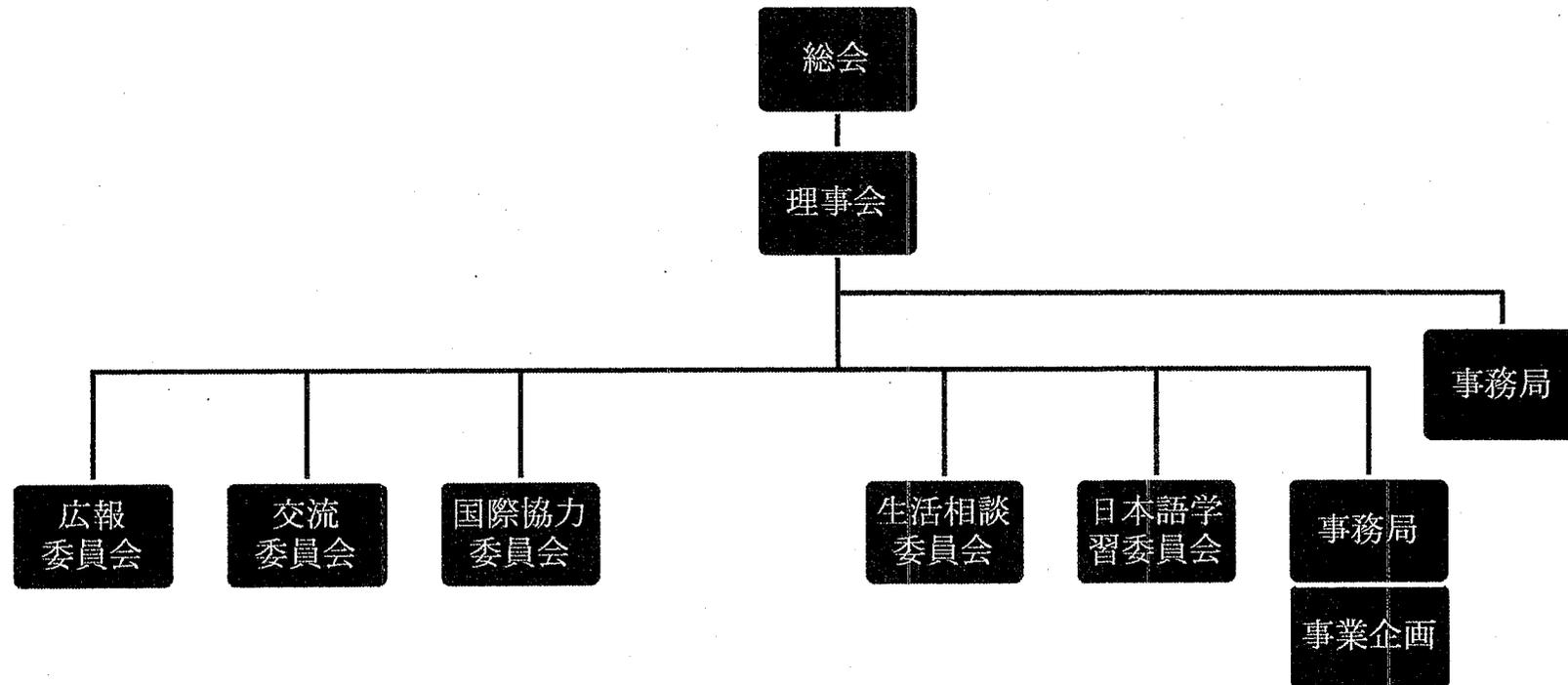
法人等の活動概要

令和7年7月1日現在

項 目		内 容			
法人等名称		特定非営利活動法人 宝塚市国際交流協会			
代表者役職・氏名		役職名	理事長	氏名	大世古 健治
所在地		宝塚市南口2丁目14番1-3号			
設立年月日		1988年 10月 17日			
資本金(千円)		正味財産合計 13,782,635円			
会計年度		4月1日～ 3月31日			
役員構成・氏名		役職名	理事長	氏名	大世古 健治
		役職名	副理事長	氏名	原田 永康
		役職名	会計理事	氏名	加藤 啓子
		役職名	理事	氏名	福家 清美
		役職名	理事	氏名	須田 裕美子
		役職名	理事	氏名	藤村 栄一
		役職名	理事	氏名	北村 鮎子
		役職名	理事	氏名	高岡 美子
		役職名	監事	氏名	小西 浩之
		役職名	監事	氏名	藤田 泰聖
従業員数	従業員総数	6人			
	うち 有資格者の 保有状況	有資格者の種類、経歴等			人数
		英検準1級合格者及び2級合格者			4人
		中国語通訳案内士合格者			1人
		スペイン語 DELE 上級			1人
タイ語 海外青年協力隊 2年間現地滞在			1人		
経営理念及び方針		<p>当協会は、宝塚市民に対して、ボランティア精神を基盤として国際交流と国際協力に関する事業を行い、異文化相互理解の深化と地域の国際化を図り、もって地域社会の安定と繁栄に寄与することを目的とし、経営理念及び方針としています。</p>			
沿革		<p>地域の国際交流団体は、民間組織ですが、その多くは自治体によって設立された団体です。設立後も自治体からの助成と指導、助言及び市民の積極的なボランティア活動によって、地域での国際化推進の中核的組織として活動し発展してきました。当協会も同様です。</p> <p>当協会は、1988年に設立されて以来、姉妹都市のアメリカ合衆国ジョージア州「オーガスタ・リッチモンド郡」及びオーストリア共和国「ウィーン市第九区」の両市との友好親善の架け橋となり、また、独立行政法人国際協力機構(JICA)や市内の民間国際協力活動団体(NGO)との連携による国際協力事業をはじめ、異文化相互理解事業、外国人市民への支援事業及び小・中学校の国際理解教育支援事業など、先進的国際交流、協力活動を通して地域の国際化と活性化に貢献してまいりました。</p>			

	<p>これらの活動に対して 1999 年に自治大臣から、2004 年に総務大臣から、また、宝塚市長からの二度にわたる表彰によって認められているところです。</p> <p>このような先人会員の実績を継承し、2005 年 4 月に NPO 法人の法人格を有する団体に改組し、より広く会員及び市民等にかかれた NPO 法人としてその責務を担い、時代に対応でき、かつ自立できる組織に発展させてまいりました。</p> <p>かつ、国際交流、国際協力の活動の中核団体としての専門性の高揚に努め、異文化相互理解事業では長きにわたり市行政や他の団体との協働と連携を図り、或いは多くの人的・物的地域社会資源を生かし、これらをコーディネートして効率的、魅力的な事業を企画し、実施に努めました。</p> <p>また、近年、多方面からいろいろの目的で多くの外国人が来日することにより、ともに生きる多文化共生社会の実現に向け、設立当初から実施している生活相談、日本語学習と共に多言語情報の提供に心掛けています。</p> <p>2008 年 4 月から今日まで 17 年間、当センターの指定管理者の指定を受け当センターの設置目的を自覚し、当協会の理念を踏まえ管理運営を行い、現在に至っています。</p>
組織図	別紙のとおり
目的	(定款第 3 条) この法人は、宝塚市民に対して、ボランティア精神を基盤として国際交流と国際協力に関する事業を行い、異文化相互理解の深化と地域の国際化を図り、もって地域社会の安定と繁栄に寄与することを目的としています。
事業内容	<p>(定款第 5 条) この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。</p> <p>(1) 地域の国際化及び国際協力の推進に関する事業</p> <p>(2) 市民及び外国人市民との交流及び生活相談等に関する事業</p> <p>(3) 国際姉妹都市、外国都市及び諸団体等との交流及び協力に関する事業</p> <p>(4) 情報収集、調査研究及び啓発に関する事業</p> <p>(5) 学習、鑑賞及び体験等の教育研修に関する事業</p> <p>(6) 国際交流施設等の管理運営に関する事業</p>
その他特記事項	

組織図 (令和7年6月30日現在)



○宝塚市立国際・文化センター条例

平成19年6月29日

条例第24号

(指定管理者の指定)

第18条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にセンターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。